

# 自然災害業務継続計画 (BCP)

平成30年4月  
(令和6年4月改定)

一般社団法人 ころろ相談研修センター

# 目次

1. **総論**
  - 1.1 基本方針  
全体像
  - 1.2 推進体制
  - 1.3 リスクの把握
  - 1.4 優先業務の選定
  - 1.5 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し
2. **平常時の対応**
  - 2.1 建物・設備の安全対策
  - 2.2 電気が止まった場合の対策
  - 2.3 ガスが止まった場合の対策
  - 2.4 水道が止まった場合の対策
  - 2.5 通信が麻痺した場合の対策
  - 2.6 情報システムが停止した場合の対策
  - 2.7 衛生面(トイレ等)の対策
  - 2.8 必要品の備蓄
  - 2.9 資金手当て
3. **緊急時の対応**
  - 3.1 BCPの発動基準
  - 3.2 行動基準
  - 3.3 対応体制
  - 3.4 対応拠点
  - 3.5 安否確認
  - 3.6 職員の参集基準
  - 3.7 施設内外での避難場所・避難方法
  - 3.8 重要業務の継続
  - 3.9 職員の管理
  - 3.10 復旧対応
4. **他施設との連携**
  - 4.1 連携体制の構築
  - 4.2 連携対応
5. **地域との連携**
  - 5.1 被災時の職員の派遣
  - 5.2 福祉避難所の運営

# 1. 総論

## 1.1 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

- ① 利用児の安全確保  
利用児は重症化リスクが高く、災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して生活の確保に努める。
- ② サービスの継続  
利用児の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。
- ③ 支援員の安全確保  
支援員の生命を守り、生活の維持に努める。

### 全体像

【補足5】対応フローチャートを参照。

## 1.2 推進体制

※【様式1】参照

- 各事業所の実情に即して、既存の検討組織を有効活用する。

## 1.3 リスクの把握

### (1) ハザードマップなどの確認

- ハザードマップ類は見直しが行われることがあるので、定期的に確認し変更されていれば差し替えることも必要である。

### (2) 被害想定

#### 【兵庫県公表の被災想定】

##### <建物被害>

淡路地域を中心に 34 市町で発生し、全壊棟数は最大時(冬の夕方 18 時)で約 38,500 棟である。

##### <交通被害>

交通施設被害は、路面の亀裂や陥没、浸水などの道路被害が約 1,300 箇所、線路の変形などの鉄道被害が約 1,100 箇所発生し、応急対策に支障が出る可能性がある。地震動による沈下を見込むと、海岸や河川では 約 50.2 kmにわたり津波が防潮堤等を越えて流入する。

##### <ライフライン>

断水(約 70 万人)や下水道支障(約 195 万人)、停電(約 113.5 万軒)、都市ガスの供給停止(約 6 万戸、うち復旧対象戸数約 7 千戸)、電話の不通(固定電話約 5.7 万回線)など、地域の広い範囲でライフラインの支障が生じる。

上水: 1か月(震度6強)

下水: 1か月(震度6強)

電気: 1週間(震度6強)

ガス: 1週間(都市ガス)(震度6強)

通信: 1週間(津波の被害がない想定)(震度6強)

#### 【時系列で見た兵庫県の状況】 ※夏の昼間 12 時発災の場合

～発災直後～

- 播磨地域(明石)の広範囲にわたり最大震度6強の非常に強い揺れに襲われ、揺れは3分程度続く。建物被害は淡路地域を中心に多くの建物が倒壊する。ゆっくりと繰り返す長周期の揺れにより、高層ビルでは階層が上がるにつれて揺れが大きくなり、エレベーターの閉じ込めや家具や什器などの転倒落下、場合によっては火災が起きる。
- 約 1,300 箇所道路の亀裂や陥没など道路被害が発生し、沿道の建築物の倒壊などによる道路閉塞箇所も多数にのぼる。淡路地域や神戸市、姫路市を中心に急傾斜地や林地の崩壊等が発生する。
- 埋立地や河口など水分を含んだ砂質の地盤では液状化が発生し、建物が大きく傾くなどの被害が起きる。
- 神戸市、尼崎市、明石市など沿岸の住宅密集地域を中心に火災が発生し、初期消火が困難なことから延焼も起きる。

- 沿岸市町では津波避難指示・勧告の発令に伴い、住民が一斉に津波避難ビルや避難所への避難を始める。津波到来まで数十分程度の時間が見込まれることから、徒歩だけでなく、自動車でも避難しようとする人もいて、渋滞などの交通混乱が生じる。
  - 停電(約 113.5 万軒)、ガス供給停止(約 6 万戸)、断水(約 70 万人)、下水道支障などライフラインの停止が広範囲に及ぶ。停電は全県下に及ぶ可能性もある。
  - 山陽新幹線全線、在来線が広範囲に不通になるほか、高速道路の一部区間も不通になる。
- ～津波の到来～(約 40 分後～)
- 津波は、最も早い淡路地域(南あわじ市沼島地区)で約 40 分後、神戸市には約 80 分後到達する。播磨地域で約 2～3mの津波が押し寄せる。
  - 防潮堤や堤防は地震動により沈下等の被害を受けており、約 50.2 kmにわたり津波が越流し、沿岸部が広く浸水する。
  - 7 割程度の方は津波避難ビルや避難所などに逃れるが、全壊家屋内の閉じ込めや逃げ遅れによる死者が多数発生する。
  - 海岸では海水浴客等海浜利用者の避難で混乱が生じるほか、神戸市では地下鉄の一部の駅や地下街の一部が浸水する。
  - いったん避難所等に逃れた人の中には、津波の第一波が収まったのをうけて自宅や職場の状況を見に戻り、繰り返し来襲する第二波以降の津波に巻き込まれる人もいる。
  - 津波によって堆積した家屋のガレキや自動車などの可燃物の中に、漂流するうちに気化したガソリンなどが充満し、一部は引火して延焼が起きる。

～1日目～

- 建物の倒壊、浸水、余震への恐怖、ライフラインの途絶などにより、多数の住民(発災当日がピークで約 17 万人)が避難所へ押し寄せる。
- 帰宅困難者が、神戸市の約 24 万人など全県で約 59 万人発生し、観光地やターミナル駅で混乱が生じる。
- 揺れや浸水の被害により営業できない小売店が発生するほか、営業を継続している店舗でもすぐに在庫がなくなり、入荷の見通しが立たない。
- 事業所の被災、ライフライン途絶や港湾被害、全国的な燃料不足などにより、事業所における生産活動の停止が広範囲で生じる。

～2日目～

- 救出・救助活動、消火活動が本格化するが、全国的な被害発生により十分な応援が得られない。
- 津波が収束したあとには、海底から巻き上げられたヘドロなどの津波堆積物や放置自動車など大量に残っており、断水や資機材・人員の不足からその除去は容易に進まない。このため、日常生活や、応急復旧作業の車両通行に支障が生じる。
- 避難所で夜を明かした人は全県で約 17 万人。神戸市、阪神、淡路地域、播磨臨海部などの避難所で食料や飲料水が不足する。
- 負傷者の治療や津波避難ビルへ待避している人の救出、遺体収容作業が本格化し、被災地内の病床だけでは足りず、患者の広域搬送が本格化する。
- 住民が帰宅することが当面困難で早期復旧の対象外となった地域を除き、多くの地域で停電が解消するが、断水や下水道支障(約 195 万人)の多くは継続する。
- 津波が収束するが、阪神地域のゼロメートル地帯では自然排水できず、浸水が継続する。取り残された住民の救助や堤防等の応急復旧、排水が開始される。
- 本震で液状化が起こったところでは地盤が傷んでおり、比較的小さな余震によっても建物被害が生じるおそれがある。

～1週間後～

- 多数の遺体が収容され、県内の火葬能力を超える。
- 津波による行方不明者の捜索は難航することが予想され、建物の撤去など市街地の本格的な復旧が遅れることが見込まれる。
- 停電は概ね解消するが、断水が一部(約 16 万人)で続くほか、下水道支障が広範囲で継続する。
- 避難所生活者の減少には時間がかかり、食料や飲料水の調達が必要となる。
- 電力の復旧や、基幹交通網の仮復旧など物流の回復により、民間企業の生産活動の再開に向けた動きが本格化する。

～1ヶ月後～

- 断水が一部(約 1.7 万人)で継続するものの、下水道の支障が概ね解消し、また、早期復旧困難地域を除き、電力、ガス、通信が復旧するなど、ライフラインが概ね回復する。
- 応急仮設住宅への入居が始まる。また一部の避難所が閉鎖される。
- 倒壊した建物の撤去作業が本格化するが、それにより、災害廃棄物が、県内のほぼ 2 年分の一般廃棄物排出量に相当する約 420 万トン発生する。

#### 【播磨地域の被害状況】

最大震度 6 強が見込まれる明石市、加古川市、高砂市を中心に、東播磨地域での建物被害が大きく、建物総数の約 16%が全壊または半壊の被害を受ける。

約 110 分(地震発生から1時間 50 分)で最高津波水位 2～3mの津波が到来

#### 【自施設・事業所で想定される影響】

【別紙③】参照

### 1. 4 優先業務の選定

#### (1)優先する事業

＜優先する事業＞

- ① 児童発達支援
- ② 放課後等デイサービス

＜当座停止する事業＞

- ① 別事業(フリースクール等)
- ② 保育所等訪問支援

#### (2)優先する業務

- 子どもの預かり

【様式 7】【別紙④】【様式 9】参照

### 1. 5 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

#### (5-1)研修・訓練の実施

- 以下の教育を実施する。

##### (1)入職時研修

- ・時期:入職時
- ・担当:竹中 さおり
- ・方法:BCPの概念や必要性、感染症に関する情報を説明する。

##### (2)BCP研修(全員を対象)

- ・時期:毎年4月10月
- ・担当:竹中 さおり

- 以下の訓練(シミュレーション)を実施する。

- ・時期:毎年1月
- ・担当:管理者等
- ・方法:感染者の発生を想定し、BCPに基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物資調達方法の確認などを机上訓練で確認する

#### (5-2)BCPの検証・見直し

- 以下の活動を定期的に行い、BCPを見直す。

毎年3月、9月に感染症委員が所長に報告する。

- ・BCPに関連した最新の動向を把握し、BCPを見直す。
  - ・教育を通じて得た疑問点や改善すべき点についてBCPを見直す。
  - ・訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPに反映させる。
- ※継続してPDCA(Plan-Do-Check-Act の改善)サイクルが機能するように記載する

## 2. 平常時の対応

サービスを中断させないためには、サービスを提供するにあたり必要な要素(建物・設備、ライフライン)を守ることが重要。平常時の対応では、以下のステップで検討する。

- <STEP1> 事業所の安全対策 2.1 建物・設備の安全対策
- <STEP2> ライフラインの事前対策 2.2~2.7 電気、ガス、水道、通信等の対応
- <STEP3> 災害時に必要となる備蓄品の確保 2.8~2.9 備蓄品、資金の対応

### 2.1 建物・設備の安全対策

(1) 人が常駐する場所の耐震措置

【別紙⑤】参照

- 耐震補強策を考える

(2) 設備の耐震措置

【別紙⑤】参照

- 安全対策

破損して飛散した場合に特に留意が必要な箇所(ガラス天井など)や避難経路には飛散防止フィルムなどの措置を講じる。

- 不安定に物品を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防ぐ。

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

(3) 水害対策

- ガイドライン 12 ページの水害対策例を参考に対応策を検討する。

【別紙⑤】建物・設備の安全対策に記入する。

### 2.2 電気が止まった場合の対策

- 電気が止まった時に稼働させる設備と対応策を検討する。

【別紙⑥】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

- 自家発電機が設置されていないため、自動車のバッテリー、電気自動車を非常用の電源として活用する。

### 2.3 水道が止まった場合の対策

(1) 飲料水

- 必要な飲料水の備蓄量を計算し、備蓄する。不足に備え、確保策、削減策を検討する。

- 飲料水を以下の計算式に従い用意する。

【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

$2\text{リットル}/10\text{人}/1\text{日} \times \text{●}10\text{人分(職員を含める)} \times 7\text{日(最低3日)} = 14\text{リットル}$   
ペットボトル7本

- 対応策(確保策)

事前に購入しておく

- 対応策(削減策)

必要以上使わない

- 飲料水用のペットボトルなどの保管方法を検討する。

避難袋の中に入れておく

- 飲料水は、定期的に変更し、新しいものと入れ替える。

(2) 生活用水

- 生活用水の備蓄量を確認する。不足に備え、確保策、削減策を検討する。

- 貯水槽を活用する場合は、容量を記載する。

【別紙⑥】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

貯水槽の容量: ●● $\text{m}^3$  (1 $\text{m}^3$ =1000リットル)

- 対応策(確保策)  
雨水を確保する。

- 対応策(削減策) 生活用水は「トイレ」「おやつ」で利用  
「トイレ」では、簡易トイレやオムツの使用  
「おやつ」では、紙皿・紙コップの使用

## 2.4 通信が麻痺した場合の対策

- 被災時は固定電話や携帯電話が使用できなくなる可能性があるため、複数の連絡手段で関係機関と連絡が取れるように準備する。
- 通信機器、通信機器のバッテリー(携帯電話充電器、乾電池等)を確保する。  
【別紙⑥】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。  
【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。
- 対応策(代替え通信手段)  
携帯電話メール、公衆電話

## 2.5 情報システムが停止した場合の対策

- データの喪失に備え、パソコンのものは月に一回 USB にコピー  
【別紙⑥】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。  
【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。
- 対応策  
PC、サーバ、重要書類などは、浸水のおそれのない場所に保管しておく。  
PC、サーバのデータは、定期的にバックアップをとっておく。  
いざという時に持ちだす重要書類をあらかじめ決めておく。

## 2.6 衛生面(トイレ等)の対策

便器にポリ袋をかぶせた後に非常トイレを設置。排泄後、非常トイレだけを交換すれば、底面に汚物がつかず、家の床は汚れない。ポリ袋も併せて準備しておく。

- 【別紙⑥】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。  
【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

### 【利用児】

- 電気・水道が止まった場合、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを使用するよう案内をする。(周知が遅れると、汚物があふれて処理業務が発生するため)。
- ピラを事前に作成し、保管しておく。
- 嫌がらなければ児童発達利用児は紙パンツを使用。

### 【職員】

- 女性職員のために、生理用品などを備蓄しておく。

### 【汚物対策】

- 排泄物などは、ビニール袋などに入れて密閉し、出入りの無い空間へ、衛生面に留意して隔離、保管しておく。  
保管場所:ベランダの端

## 2.7 必要品の備蓄

- 被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する。  
【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。
- 備蓄品によっては、賞味期限や使用期限があるため、担当者を決めて、定期的にメンテナンスを行い、リストを見直す。

## 2.8 資金手当て

火災保険、緊急時に備えた手元賃金(各事業所 1 万円)

\* 地震保険の保険契約については地域によって制限がある

自施設・事業所が加入している火災保険は、地震、水害の補償が付いている。

## 3. 緊急時の対応

職員が不足し、ライフラインが停止することを踏まえ、重要業務を如何に優先して取り組むかがポイント。緊急時の対応では、以下のステップで検討する。

<STEP1> 初動対応の事前準備	3.1~3.4
<STEP2> 人命安全確保対応の徹底	3.5、3.7
<STEP3> 重要業務の継続	3.6、3.8、3.9
<STEP4> 復旧対応	3.10

### 3-1.BCP発動基準

- ・避難準備・障害者等避難開始が発令されたとき
- ・避難準備・障害者等避難開始が発令されていなくても、身の危険を感じる時

<地震>

- ・震度5弱以上の地震が発生したとき

<水害> 避難する時間も考慮して考える。

- ・施設所在地の都道府県で大型台風の直撃が見込まれる場合。
- ・警戒レベル2の気象庁の大雨・洪水・高潮注意報が発令した場合。

【様式1】 推進体制の構成メンバーを参照

### 3-2.行動基準

#### ●災害発

発生時の職員個人の行動基準を記載する。

- 行動基準は安否確認方法、参集基準、各種連絡先等の必要な事項を「携帯カード」に整理して、職員に携帯させるよう運営する。

### 3-3. 対応体制

- 対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。

【様式1】 推進体制の構成メンバーに記入する。

- 復旧後に活動を振り返るために活動記録をとることも重要であり、役割に入れることを推奨する。

### 3-4.対応拠点

- 緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する(安全かつ機能性の高い場所に設置する)。  
施設の構造と災害によって、対策本部の設置場所を検討する。

地震(津波の被害が及ばない場所)

- feel 大久保 (1)2階 (2)山手小学校
- feel 西明石 (1)2階 (2)望海中学校
- feel 小久保 明石市立鳥羽小学校
- feel 小久保Ⅱ 明石市立鳥羽小学校

水害(水害の被害が及ばない場所)

- feel 大久保 (1)2階 (2)山手小学校
- feel 西明石 (1)2階 (2)望海中学校
- feel 小久保 明石市立鳥羽小学校
- feel 小久保Ⅱ 明石市立鳥羽小学校



### 3-5.安否確認

#### 【安否確認ルール】

LINE で一斉に安否確認メッセージを配信。(登録をしていない人にはメールや電話)

#### (1)利用児

- 利用児の安否確認を速やかに行う。
- 速やかに安否確認結果を記録できるよう安否確認シートを準備しておくとい。
- 【別紙⑦】 利用児安否確認シートを印刷して、配備しておく。
- 担当スタッフが利用児の安否確認を行い、所長に報告する。

#### (2)職員

- 職員の安否確認を速やかに行う。
  - 速やかに安否確認結果を記録できるよう安否確認シートを準備しておくとい。
  - 【別紙⑧】 職員安否確認シートを印刷しておく
- <事業所内>
- ・職員の安否確認は、利用児の安否確認とあわせて所長が点呼を行い、代表に報告する。
- <自宅等>
- ・自宅等で被災した場合は、①LINE②携帯メール③電話で、事業所に自身の安否情報を報告する。
  - ・報告する事項は、自身および家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

### 3-6.職員の参集基準

●災害時は通信網の麻痺などにより、事業所から職員への連絡が困難になるため、災害時に通勤可能か、また災害時の通勤所要時間等も考慮しつつ、職員が自動参集するよう予めルールを決め、周知する。

●職員の連絡先を整理する際に、参集の可能性も判断しておく。

【様式5】(部署ごと)職員緊急連絡網に記入する。

●参集しなくてよい状況を明確に定めて記載することが望ましい。

●「携帯カード」に参集ルールを記述する。

●参集基準

<初動職員>

対象職員：所長 竹中さおり

地震 明石市周辺において、震度5以上の地震が発生

水害 大雨警報(土砂災害)、洪水警戒が発表されたとき。

台風により高潮注意報が発表されたとき。

昼間 全員

<その他の職員>

代表理事の指示に従い、求めがあった場合

●下記に該当する場合は、参集基準に該当する場合においても、原則、参集の対象外とする。

- ・自宅が被災した場合
- ・自身または家族が負傷し、治療等が必要な場合

### 3-7.施設内外での避難場所・避難方法

#### (1)事業所内

●被災時では順序正しく、整列して避難はできないことが想定され、やること(どこへ、どのように避難させる)、注意点(パニックを起こすなど)を職員各自が理解した上で臨機応変に対応する。

●避難場所と避難方法

①2階の支援室

②駐車場

#### (2)事業所外

●ハザードマップなどを確認し、津波、河川の洪水浸水想定区域および土砂災害警戒区域に立地している場合は、避難確保計画を検討する。

●避難場所と避難方法

- feel 大久保 ①山手小学校 5 徒歩
- feel 西明石 ①望海中学校 10 徒歩 ②西明石南町3丁目公園 10 徒歩
- feel 小久保 ①明石市立鳥羽小学校 5 徒歩
- feel 小久保Ⅱ ①明石市立鳥羽小学校 5 徒歩

(3)その他

●水害の場合、行政などが出す避難情報を理解し、避難のタイミングを検討しておく。

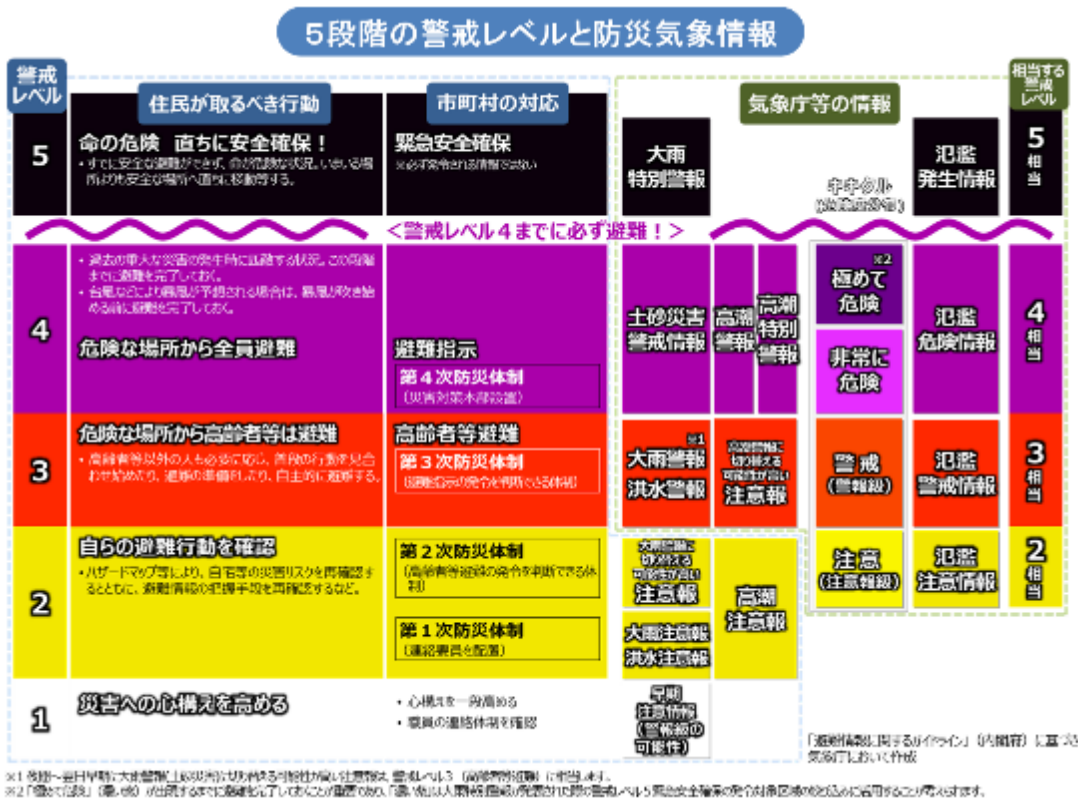
避難する時間も考慮して考える。

施設所在地の都道府県で大型台風の直撃が見込まれる場合。

警戒レベル2の気象庁の大雨・洪水・高潮注意報が発令した場合。

●2021年5月から警戒レベルの定義が見直されました。下記のホームページを参照してください。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/alertlevel.html>



3-8.重要業務の継続

●被災時の厳しい状況でも、利用児の生命・健康を維持するために必ず実施しなければならない最低限の業務を「重要業務」として継続を目指す。

●検討結果をまとめる。

【別紙⑩】重要業務の継続に記載する。

3-9.職員の管理

①休憩・宿泊場所

●災害発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、「休憩・宿泊場所」の候補場所を検討し、指定しておく。通所事業所等を休止した場合はこれらも選択肢となる。

- feel 大久保 休憩場所: 1階事務室 宿泊場所: 2階
- feel 西明石 休憩場所: 1階事務室 宿泊場所: 2階
- feel 小久保 休憩場所: 事務室 宿泊場所: 療育室
- feel 小久保Ⅱ 休憩場所: 事務室 宿泊場所: 療育室

## ②勤務シフト

●震災発生後、出勤できない職員がいる為、長時間勤務となる可能性がある。

参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう、災害時の「勤務シフト」原則を検討しておく。

<勤務シフトの原則> 最低週1日は休日とする。

【災害時の勤務シフト原則】 原則①管理職②常勤③非常勤の順で出勤を行う。

## 3-10.復旧対応

### ①破損箇所の確認

●破損箇所の確認のために、被害のあった箇所は写真を撮り、記録しておく。

修理が必要な箇所は、対策本部のホワイトボードに記載し、担当者、期限を明記する。

### ②業者連絡先一覧の整備

●各種協力業者の連絡先を一覧化したり、非常時の連絡先を確認したりするなど、円滑に復旧作業を依頼できるよう準備しておく。

【様式2】 施設外・事業所外連絡リスト

### ③情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

●公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めておく。

風評被害を招く恐れもあるため、広報・情報班が、一元的に丁寧な対応や説明を行う。

## 4.他施設との連携

### 4-1 連携体制の構築

●連携体制構築の検討

・平常時から他施設・他法人と協力関係を築くことが大切。

・単に協定書を結ぶだけでなく、普段から良好な関係を作る。

・主な連携先と提携状況を【別紙⑩】に記述する。

①近隣の法人

②所属している団体を通じての協力関係の整備

③自治体を通じて地域での協力体制を構築など

●連携体制の構築・参画

・単独での事業継続が困難な事態を想定して施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。

・地域で相互支援ネットワークが構築されている場合は、それらに加入を検討する。

●連携の推進ステップ

#### ①連携先との協議

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

#### ②連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

#### ③地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

## 5. 地域との連携

### 5-1 被災時の職員の派遣

（災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録）

●地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

災害派遣福祉チーム(DWAT)への登録を検討する。

### 5-2 福祉避難所の運営

### ①福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載する。

### ②福祉避難所の指定がない場合

社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう上記のとおり諸条件を整理しておく。

その際、想定を超える人数の要援護者や近隣住民等が、施設・事業所へ支援を求めて来る場合も想定し、対応の仕方等を事前に検討しておく。

### ③福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。

また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

#### <主な準備事項例>

- ・受入に必要な備蓄類を洗い出し整備する。
- ・資機材についてはレンタルを活用することも検討する。
- ・支援人材確保に向けた連携や受入方針を検討する。
- ・事務手続き等について市町村の窓口を確認しておく。

(参照) 福祉避難所の確保・運営ガイドライン 内閣府 (防災担当)

## 6. マニュアル等の見直し

本マニュアル等は定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

#### <更新履歴>

日付	更新内容	承認
2024年6月	文章追加	竹中